

## ＜ 商品概要説明書 ＞

株式会社 百五銀行

### 金利優遇型外貨定期預金「ウエルカム105」

(2022年1月4日現在)

項目	内容
1. 商品名	●金利優遇型外貨定期預金「ウエルカム105」
2. 販売対象	●法人および個人 (ただし、未成年の方はお申込みできません)
3. 預入期間	●1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年：元利自動継続のみ
4. 取扱通貨	●米ドル
5. 預入金額	●1,000米ドル以上(1セント単位)
6. 預入方法	●円貨もしくは外貨での預入となります ※預入資金が外貨の場合、お申込日の1ヶ月前の応当日からお申込日までの期間に、他金融機関から振込、送金により新たに当行に入金された外貨建資金が対象です
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	●初回預入時のみ、金利優遇型外貨定期預金「ウエルカム105」の所定利率(満期日までの固定金利)満期後は同期間で自動継続し、継続日における当行の「予約なし外貨定期預金」の所定利率を適用します ●満期日以降に一括して払い戻します ●1米ドルを付利単位として1年を365日とする日割り片端計算 【個人のお客さま】利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております 【法人のお客さま】総合課税となります ●金利については窓口にてお問い合わせください
8. 手数料	●円貨での預入・払出時の為替手数料は、1米ドルあたり1円の手数料をいただきます その他、詳しくは窓口でおたずねください
9. 換算相場	●預入時は当行所定のTTSレート、払出時は当行所定のTTBレートを適用します ただし、日本円と交換する部分が10万米ドル以上のお取引については、当行公示相場ではなく、市場実勢相場を参考に当行が決定する相場を適用する場合があります また、外国為替市場における相場の変動等により、当行公示相場を使用した取引を停止し、新たな公示相場を掲示する場合があります

10. 為替予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●満期日の払出を確定するための為替予約を、元利金全額（税引後）を対象として、1回に限り締結することが可能です</li> </ul> <p>※為替予約とは、外貨定期預金の満期日の為替相場を預入期間中に決定し、満期日におけるお受取円貨額を事前に確定させるお取引のことをいいます</p> <p>予約相場は、預入日、予約締結日、満期日各々の直物相場とは通常異なります</p> <p>なお、為替予約取引をお申しいただく場合は、手続にお時間を要しますので、ご来店前にお取引店にご連絡いただくことをおすすめします</p>
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中途解約は原則、取扱い致しません</li> </ul> <p>やむをえず中途解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における外貨普通預金の利率で計算します</p> <p>ただし、満期日の払出相場を確定するための先物予約を締結した場合は、中途解約はできません</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外貨現金によるお預入れおよびお引出しはできません</li> <li>●円貨に交換した場合、為替相場の変動によっては「金利＋為替差益」で高い利回りが期待できる一方、お預入れ時の払込円貨額を下回り「為替差損・元本割れ」が生じるリスクがあります</li> <li>●お預入れ時の円貨から外貨預金への換算レートは預入日当日の当行所定の TTS（電信売相場）、お引き出し時の外貨預金から円貨への換算レートは払出日当日の当行所定の TTB（電信買相場）を適用し、それぞれの適用相場に為替手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、TTS と TTB に差（2 円）があるため、元本についてはお引き出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることになります</li> <li>●為替差益は、雑所得となります</li> <li>●為替差損は、雑所得から控除することができます</li> <li>●満期日以後の利息は解約日における外貨普通預金の利率で計算します</li> <li>●マル優の取扱いはできません</li> <li>●この預金は、預金保険制度の対象外商品です</li> <li>●外国為替市場の動向、金利情勢等によってはお取り扱いを中止したり、為替相場のご提示ができない場合があります</li> <li>●外国為替取扱店および外貨預金取扱店にて取扱います</li> </ul>
13. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般社団法人 全国銀行協会</li> </ul> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>